

報告第1号

専決処分の報告について

次の事件を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により急決専決したので報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第1号 平成25年度守口市特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）

専決第2号 守口市新型インフルエンザ等対策本部条例案

専決第1号

平成25年度守口市特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）

平成25年度守口市の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第1表 継続費」による。

平成25年4月30日専決

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業費	1 下水道建設費	大枝ポンプ場中央監視制御設備他工事	570,000	平成25年度	308,000
				平成26年度	262,000

専決第2号

守口市新型インフルエンザ等対策本部条例案

守口市新型インフルエンザ等対策本部条例を、次のように制定する。

平成25年5月2日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、守口市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 守口市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 守口市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 守口市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。